

地すべり防止区域内制限行為許可申請

概要	兵庫県丹波土木事務所管内の地すべり防止区域内において地すべり防止法第18条第1項各号に掲げる行為を行う場合には知事の許可が必要です。 また、許可を受けた行為などの内容を変更する場合も同じです。
提出先	地すべり防止区域内制限行為の申請書は、行為を行う土地が所在する市役所に1部提出の必要があります。 丹波土木事務所へは2部提出していただきますので、合計3部必要です。 丹波市内 → 丹波市役所(春日庁舎)道路整備課 電話(直通)0795-74-1592 丹波篠山市内 → 丹波篠山市役所 地域整備課 電話(直通)079-552-5025 両市とも → 丹波土木事務所 管理課 電話(直通)0795-73-3835
備考	<p>1 申請に必要なもの</p> <p>(1)位置図・・・縮尺 1/5 万の地図又は見取り図に工事箇所を朱書きしたもの</p> <p>(2)平面図・・・縮尺 1/250から 1/2, 000までのもの</p> <p>(3)断横断面図・・・縮尺 1/100～1/300のもの</p> <p>(4)求積図・・・縮尺 1/100～1/500のもの</p> <p>(5)公図</p> <p>(6)物件の構造図</p> <p>(7)土地に関する権原証明書など</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 自己の所有地で行為をするときは、当該土地に係る登記簿謄本</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 当該土地が、他人の所有地の場合は、当該土地に係る登記簿謄本及び当該土地の所有者の同意書の写し</p> <p>(7)工事中における損害賠償責任負担書</p> <p>(8)現況写真・・・工事施工箇所の現況が明らかなもの</p> <p>(9)利害関係人の承諾書</p> <p style="padding-left: 20px;">当該土地における行為によって、治水上砂防の上で直接影響を受けると予想される利害関係者の承諾書です。ただし、承諾を得られない場合は、その理由書及び紛争解決に関する誓約書を添付してください。</p> <p style="padding-left: 20px;">承諾書を要する行為及びその利害関係者は次のとおりです。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 既設の排水施設(水路、暗渠工など)または防災施設(調整池、沈砂池、砂防ダムなど)の改築、付替、廃止などを行う場合(河川法などの許可を要する場合を除きます。)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 既設の排水施設(地方公共団体が管理するものを除きます。)への放流量が増加する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ その他所長が必要と認める場合</p> <p style="padding-left: 20px;">注) 変更の場合、申請書等は従来を朱、変更後を黒、図面は従来を黒、変更後を朱書とすること</p>

	注) 地すべり防止区域内制限行為には手数料が必要です。		
様式	申請書(新規・変更)	新たに申請する場合、既に許可を受けた内容を変更する場合の様式です。	Word
	申請書(更新)	許可を受けた方が、当該許可の期間満了後も引き続いて当該許可に係る行為を行おうとする場合の様式です。	Word
	同意書(承諾書)	利害関係者の承諾書です。	Word
	損害賠償責任負担請書	工事に起因して県や第三者に損害が発生した場合の責任負担について提出していただきます。	Word